

医療法人等に係る所得金額の計算書（付表1）の記載要領

1 この計算書は、医療法人（公益法人等及び人格のない社団等で医療事業を行うものを含みます。）又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（以下「医療法人等」といいます。）が、法人の事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書を提出する場合に添付してください。

ただし、法人税の申告において租税特別措置法第67条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）第1項の規定の適用を受ける医療法人等については添付を要しませんが、法人の事業税の申告書（地方税法施行規則第六号様式）に添付することとされている「所得金額に関する計算書」（地方税法施行規則第六号様式別表五。以下「所得金額の計算書」といいます。）の備考欄に「特例適用法人」と記載してください。

2 「医療法人等に係る所得金額の計算書（付表1）」（以下「付表1」といいます。）の記載要領は次のとおりです。

(1) 「総所得金額①」の欄には、「所得金額に関する計算書」（第六号様式別表五）の「再仮計⑧」欄の額を記載します。なお、当該金額が欠損金額である場合には、当該金額を朱書きするか又は当該金額に△印を付けて記載します。

(2) 総益金の各欄は、次に掲げるところにより記載します。

なお、総益金の区分欄中「総収入・金額」とは、課税標準となる所得金額を算定すべき事業年度を通じて、医療事業に関し収入すべき一切の収入金額の合計額をいい、付表1の②、③及び⑤欄に記載される額の合計額をいいます。

また、「総医療収入金額」とは、社会保険診療収入金額（②欄の額）と自由診療等収入金額（③欄の額）との合計額をいいます。

ア 「社会保険診療収入金額②」の欄には、「計算の基礎とする収入金額の明細書（付表2）」（以下「付表2」といいます。）の（ア）欄の額を記載します。

イ 「自由診療等収入金額③」の欄には、付表2の（イ）欄の額を記載します。

ウ 「医療事業の付随収入⑤」の欄には、付表2の（ウ）欄の額を記載します。

なお、医療法人等が、医療事業と医療事業以外の事業、例えば、商品販売業、資産・物品等貸付業など（以下「その他事業」といいます。）とを併せ行っている場合で、医療事業とは別に、独立した事業部門と認められない程度の軽微なもので、医療事業の付帯事業として行われているときは、両事業ごとに区分経理をしている場合を除き、その他事業の収入金額を、付表1「医療事業の付随収入⑤」欄に含めて記載します。

エ 「土地等及び有価証券の譲渡又は売却益（損）⑦」の欄には、総所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。）、建物等の償却資産及び有価証券の売却益若しくは譲渡益又は売却損若しくは譲渡損の額がある場合は、当該譲渡益等を記載します。

(3) 総損金の各欄は、社会保険診療と自由診療等とに区分明瞭な経費（以下「専属経費」といいます。）と「区分困難な共通経費」に区分した後、専属経費については「社会保険診療に係る専属経費」と「自由診療等に係る専属経費」に区分し、区分困難な共通経費については「医療直接費」と「一般管理費等」に区分して、それぞれ次に掲げるところにより記載します。

ア 「社会保険診療に係る専属経費⑨」の欄には、「専属経費及び区分困難な共通経費に関する明細書（付表3）」（以下「付表3」といいます。）の㊦欄の額を記載します。

イ 「自由診療等に係る専属経費⑩」の欄には、付表3の㊧欄の額を記載します。

ウ 「診療原価⑪」の欄には、付表3の㊨欄の額を記載します。なお、診療原価の計算は、期首たな卸高に当期受入高を加えた額から期末たな卸高を控除して行います。

エ 「医師等の人件費⑫」の欄には、付表3の㊩欄の額を記載します。

オ 「その他の診療経費⑬」の欄には、付表3の㊪欄の額を記載します。

カ 「一般管理費⑭」の欄には、付表3の㊫、㊬、㊭及び㊮の欄の額の合計額を記載します。

一般管理費とは、医療事業に係る経費のうち、社会保険診療及び自由診療等の収入を得るため直接に要した費用（直接経費）以外の経費で、社会保険診療に係る経費と自由診療及び医療事業の付随収入に係る経費とに区分困難な経費をいいます。

キ 「諸引当金・準備金等戻入額⑯」の欄には、付表2の諸引当金・準備金等戻入額を記載します。

ク 「諸引当金・準備金等繰入額⑰」の欄には、付表3の㊰欄の額を記載します。

(4) 社会保険分の所得は、次の計算により算出します。

ア 「共通経費の配賦額」の各欄は、次により記載します。

(ア) 「医療直接費⑳」の欄には、⑭欄の額に②の額を乗じ、④欄の額で除して得た額を記載します。

(イ) 「一般管理費等㉑」の欄には、⑭欄の額に②の額を乗じ、⑥欄の額で除して得た額を記載します。

イ 「社会保険診療に係る経費㉒」の欄には、⑨欄の社会保険診療に係る専属経費に、区分困難な共通経費のうち⑳欄及び㉑欄の欄で算出された配賦額を加算した額を記載します。

ウ 「社会保険診療に係る所得㉓」の欄は、社会保険診療収入金額（②欄の額）から㉒欄の額を控除した額を記載します。

(5) 課税標準となるべき「当期分の所得金額㉔」の欄には、総所得金額（①欄の額）から㉓欄の額を控除した額を記載します。

(6) 「前7年以内の繰越欠損金又は災害損失金㉕」の欄には、自由診療等に係る繰越欠損金又は災害損失金を記載します。

計算の基礎とする収入金額の明細書（付表2）の記載要領

1 この明細書は、医療法人等の収入金額を収入科目ごとに記載し、「医療法人等に係る所得金額の計算書（付表1）」の明細として添付するものです。

なお、この明細書は、課税標準となるべき所得金額を算出するための基礎資料となるものですから正確に記載してください。

2 各科目の収入金額は、次により記載します。

(1) 「社会保険診療収入金額」の各欄の金額は、地方税法第72条の23第1項ただし書（所得割等の課税標準の算定の方法）の規定による益金の額に算入しないこととされている社会保険等関係法律の規定に基づく療養等の給付（以下「社会保険診療」といいます。）について支払を受けた（又は受けるべき）金額を記載します。

この場合において、これらの社会保険診療収入金額には、被保険者又は組合員が負担する家族療養費及び一部負担金（初診料）等を含みます。また、社会保険診療報酬の査定に係る損益は、その増減点の通知があった日の属する事業年度の診療収入に加算又は減算をして記載します。

(2) 「自由診療等収入金額」の各欄は、前記（1）に記載した社会保険診療収入以外の医療等の給付について支払いを受けるべき金額を記載します。

なお、次に掲げる収入科目欄の記載は、それぞれの内容に従って記載します。

ア 「労働者災害補償保険法等収入」の欄には、労働者災害補償保険法のほか、国家公務員災害補償法（防衛庁職員給与法及び裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、地方公務員災害補償法及びその他の法律に基づく業務上若しくは公務上の負傷・疾病に対する療養補償又は災害補償等としての医療等の給付について支払いを受けるべき収入を記載します。

イ 「その他の医療収入」の欄には、「自由診療等収入金額」欄のうち、他の収入科目のいずれにも属さない医療に関する収入を記載します。

(3) 「医療事業の付随収入」の各欄は、医療事業に付随して生ずる収入を記載しますが、次に掲げる収入科目欄の記載に注意してください。

ア 「その他の付随収入」の欄は、利子等収入、電話・電気・ガス・寝具等使用料収入及び不要品売却収入以外の付随収入を記載します。

イ 「その他事業の収入金額」の欄には、医療事業以外の事業、例えば、商品販売事業又は資産若しくは物品貸付業（これを「その他事業」といいます。）を医療事業と併せて行っている場合において、その他事業が社会通念上、医療事業とは別に独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもので、医療事業の付帯事業として行われているときに、その他事業の収入金額をこの欄に記載します。

ただし、医療事業とその他事業に係る損益計算が、区分経理により行われている場合には、その区分計算に従って課税所得金額を算出することとなりますので、この欄には記載しないでください。

(4) 次に掲げる益金算入額または収入金額は、あん分率の算定基礎となるべき医療事業の総収入金額に含めず、「専属経費及び区分困難な共通経費に関する明細書（付表3）」の経費に戻入れ（相殺）します。

ア 職員の住宅、寮等の使用料収入は、一般管理費（修繕費等）に戻入れます。

イ 職員の給食収入は、一般管理費（給食材料費）に戻入れます。

ウ 収入に計上した国税及び地方税に係る還付（充当）金額〔還付（充当）加算金を除く。〕は、国税及び地方税に係る納付金に戻入れます。

エ 購入したな卸資産に係る仕入割戻しの額、いわゆる購入薬剤等のリベート収入は、診療原価（薬品費）に戻入れます。

専属経費及び区分困難な共通経費に関する明細書（付表3）の記載要領

1 この明細書は、医療法人等が収入を稼得するために要した費用を、科目ごとに、専属経費、医療直接費（医療等の給付につき直接に要した経費、社会保険診療分と自由診療等分とに区分が困難な経費をいいます。）、一般管理費等（医療事業に係る経費のうち、専属経費及び医療直接費以外の費用で社会保険診療分と自由診療等分とに区分が困難な共通経費をいいます。）に振り分けて記載し、「医療法人等に係る所得金額の計算書（付表1）」の明細として添付するものです。

なお、この明細書は、課税標準となるべき所得金額を算出するための基礎資料となるものですから正確に記載してください。

2 各科目ごとの経費は、次により記載します。

(1) 「社会保険診療に係る専属経費」の欄は、社会保険診療に係る収入を稼得するために要した費用として明確に区分できる直接経費を記載します。

(2) 「自由診療等に係る専属経費」の欄は、自由診療等〔前記(1)の社会保険診療に係る収入以外の収入をいい、「計算の基礎とする収入金額の明細書（付表2）」の自由診療等収入金額及び医療事業の付随収入をいいます。〕に係る収入を稼得するために要した費用として明確に区分できる直接経費を記載します。

(3) 「区分困難な共通経費」のうち、「診療原価」については、次により記載します。

ア 「薬品費」及び「診療材料費（診療用材料及び1年以内に消費する診療用具に係る経費）」については、全額を医療直接費とします。

イ 「医療消耗備品費」の欄には、診療用具及び患者給食用具で減価償却を必要としないもののうち、1年を超えて使用できるものに係る経費を、事務用及び管理用消耗品費（以下「消耗品費」といいます。）と区分して経理をしているときは、全額を医療直接費として記載しますが、医療消耗備品費と消耗品費とが混合しており、医療直接費と一般管理費等とに区分が困難であるときは、 $\frac{\text{総医療収入金額}}{\text{総収入金額}}$ の割合（小数点6位以下を切捨てる。）で算出した額を医療直接費とします。

ウ 「給食材料費」の欄には、給食のために消費した食品及び1年以内に消費する給食用具に係る経費について、患者及び付添人に係る経費（医療直接費）と職員給食に係る経費（一般管理費等）とに区分して記載します。この場合において、区分が困難であるときは、 $\frac{\text{患者・付添人給食数}}{\text{総給食数}}$ の割合（小数点6位以下を切捨てる。）で算出した額を医療直接費とします。

(4) 「区分困難な共通経費」のうち「医師等の人件費」については、次により記載します。

ア 医師、看護師（准看護師及び看護助手を含む。）、助産師、医療技術員（補助者を含む。）及びその他医療関係の資格を有する者に対する給料、手当、報酬、賃金及び法定福利費は、医療直接費として、その額を科目別に記載します。

イ 一般管理費等には、上記以外の事務員、自動車運転手、電話交換手、雑役夫等に対する給料、手当、報酬、賃金及び法定福利費の額を科目別に記載します。

(注) 理事長兼務の医長等で医師以外の業務量が1/2以上を占める場合には、ここに含めます。

ウ 法定福利費について、医療直接費と一般管理費等とに区分が困難であるときは、通常給与費の

$$\frac{\text{医療直接費（前記アの額から非常勤職員分を除く。）}}{\text{医療直接費（前記アの額から非常勤職員分を除く。）} + \text{一般管理費等（前記イの額から非常勤職員分を除く。）}}$$
の割合（小数点6位以下を切捨てる。）を法定福利費に乗じて得た額を医療直接費とします。

(5) 「区分困難な共通経費」のうち「その他の診療経費」については、次により記載します。

ア 「職員被服費」の欄には、前記(4)アの給与費の支給対象となった職員に対する白衣、予防衣、診療衣及び手術衣等の被服費を医療直接費とし、その他の被服費は一般管理費等に記載します。

イ 「委託費」の欄は、医療に関する各種の検査若しくは歯科技工等を、他の医療機関に依頼したことにより支出する検査委託費若しくは歯科技工委託費又は寝具委託費等は医療直接費に、その他の委託費は一般管理費等に記載します。

ウ 医療機械及び診療用車両・運搬具に係る「修繕費」、「減価償却費」、「賃借料（リース代）」及び「保険料」は、それぞれの科目の医療直接費に、その他は一般管理費等に記載します。

また、建物、構築物に係る「修繕費」、「減価償却費」、「賃借料」及び「保険料」並びに「光熱水費」は、建物構築物の総面積に対する診療用に使用している建物及び構築物の面積の割合（小数点6位以下を切捨てる。）により算出した額を、それぞれの科目の医療直接費に記載し、その他は一般管理費等に記載します。

(6) 「区分困難な共通経費」のうち、前記(1)から(5)までに掲げるもの以外の「一般管理費」及び「諸引当金・準備金繰入額」は、全額をそれぞれの科目の「一般管理費等」欄に記載します。